

FDノート 学習支援型SAの研修制度について

毛 利 康 俊

2004年度にスタートした西南学院大学法学部のSA制度も、創設後10年を迎え¹、多様な形態のSAが活躍するようになった。本学部SAの特徴は、SAが下級生の学習支援にあたることに見られる。すなわち、SAが教員の事務補助にとどまらず、組織的かつ一定期間持続的に学生の学習支援にあたるというのは、今までのところ文系学部においては、非常に珍しいのである。²

このような取り組みが全国に広がらない理由の一つとして、SAが学習支援をするという場合には、SAが大学院生ではなく学部生であることから、当然、同じ学部学生が同じ学部学生の学習の支援をするということになり、場合によっては、支援する側とされる側の学年差が1年だけという事態が当たり前のように生じることがあげられる。本来このような支援は学部学生には難易度が高いのである。そのため、SAの力を学習支援に有効に活用するためには、SAのサポート、SAの研修、S

1 拙稿「SA制度の創設について」西南学院大学法学論集第38巻3・4号2006年参照。

2 「指導助手制度 文系でも」毎日新聞全国版2014年1月24日朝刊12版15面（関東晋慈執筆）参照。

A業務の絞り込みなどが必要になる。

本学部のSAにおいても事情は同じであるが、従来はSA研修の必要性についての意識が低く、内外での事例報告の際にしばしば、このことが改善点として指摘されていた。そこで本学部でも遅まきながら、2012年度にSAの研修体制について洗い直してみたところ、SA制度の運営のなかである程度は自然に研修的なこともなされていた。SAの種別によっては自覚的に研修もなされていた(後述三(1) 図書館SAの項参照)。しかし他方で、SA研修の強化が必要な部分も明らかになり、その部分において2013年度から組織的なSA研修を開始した。

以下、本稿では本学部のSA研修の現状について報告したい。なお、SA研修の内容にも多様なものがあるが、本稿ではSA研修を大きく、基礎的研修とプログラム別研修に分けることにしたい。基礎的研修とは、チュータリングの指針、原則や心構えの研修であり、プログラム別研修とは個別のプログラムに応じた効果的な学習支援の技能の研修である。

一 学習支援型SAの概要

SAの種別ごとに研修内容は異なるので、まず現行のSA制度について概観しておきたい。2014年度現在、(1) 図書館SA、(2) 基礎演習SA、(3) 法律学の基礎SA、続・法律学の基礎SA (4) 法学部生入門ゼミSA、(5) 2年次勉強会SA、(6) 1年次後期勉強会SA (7) 推薦合格者の入学前指導SAが稼働している。

(1) 図書館SAは、昼休みや放課後の決まった曜限に、図書館の専用ブースに常駐する。学生は学習支援が必要になった

とき予約なしに図書館SAを訪ねることができる。図書館SAは、文献検索の仕方、所在のわかった資料を実際に手にする方などについて支援するほか、ディベートの戦略についてアドバイスしたり、学生生活全般について先輩として相談にのったりしている。

(2) 基礎演習SAは、1クラス25人前後の基礎演習クラス(1年次前期開講)に一名または数名が配置される。業務内容は配置された基礎演習クラスの担当教員の指示により定まる。

(3) 法学の基礎SA、続・法学の基礎SAは、講義科目「法学の基礎」「続・法学の基礎」などの導入科目群に対応したSAである。法学の基礎等SAは、決まった日の昼休み(年により週に3日~5日)に法律学科室および国際関係法学科室に常駐する。学習支援が必要になった1年生は、予約することなくSAを訪ねる。「法学の基礎」「続・法学の基礎」では毎週宿題が出されるが、SAは、この宿題の提出チェック、課題添削にあたる。その際、導入科目全般についての学習相談や、学生生活全般についての相談にも応じる。

(4) 法学部生入門ゼミSAは、「法学部生入門ゼミ」でチューターを勤める。「法学部生入門ゼミ」は、いわゆる空きコマに実施される勉強会であり、2013年度より始まった。この勉強会の目的は、法学を学習する前提となる社会知識と学習法の修得である。入門ゼミに参加を希望する1年生は5名から10名程度のグループに分けられ、一グループに一名のSAがチューターとして配置される。2014年度は30グループ程度が存在するが、全グループ共通のテキストが準備されている。S

3 拙稿「『法律学の基礎』新設の経緯」西南学院大学法学論集第38巻1号2005年、拙稿「『法律学の基礎』のその後について」西南学院大学法学論集参照第45巻1号2012年参照。

Aは、この共通のテキストを使用し、勉強会を運営する。

(5) 2年次勉強会SAは、2年次の基幹的専門科目の勉強会のチューターを勤める。2014年度前期では、民法、刑法、憲法、国際法の勉強会が実施されている。

(6) 1年次後期勉強会SAは、入門ゼミと同様に、空きコマに登録した希望者の1年生を勉強会のグループに組織し、各グループに1名のSAをチューターとして配置している。この勉強会は2007年度より始まった。主たる科目は憲法(総論・統治)と民法(総則)である。

(7) 推薦合格者に対する入学前指導SAは、推薦合格者が決まる11月末から翌年の3月末までの間に、推薦合格者に対する学部からの宿題の学習を支援する。この制度は2010年から始まった。具体的には、推薦合格者一人一人の学力状況に応じて個別学習プランを作成し、推薦合格者がこのプランに従って着実に学力をアップさせていくプロセスを側面から支援する。推薦合格者はこの期間はそれぞれ自分の高校に在籍中であるので、SAと推薦合格者は直接には接触せず、SAは、Web、メールを通じて学習支援をする。

なお、以上のSAは、雇用形態の面からは二つに大別される。すなわち、図書館SAとそれ以外である。図書館SAは学校法人西南学院に雇用され、その人件費は図書館の予算から支弁され、SAには時給制で、給与が、毎月アルバイト代として支払われる。それ以外のSAは、西南学院の100%出資子会社である(株)キャンパスサポート西南に雇用され、そこから各SA業務に派遣されたり、キャンパスサポート西南の受託業務の遂行にあたりするという形態を取っている。キャンパスサ

ポート西南には、S A 人件費、プログラム実施運営費、管理経費などに相当する金額を、全学教務課 S A 予算、法学部の学部教育充実経費、学内教育実験補助金（学内 GP、学内 IP）から業務委託費として支払っている。

二 基礎的研修

S A には、2 年次以上の全法学部生が応募できるため、なかには未成年の学生もいる。3 年次、4 年次の学生でも、社会経験は必ずしも豊富とは言えない。そこで、業務に入る前提となる心構えが全 S A に初めから存在することの保証はない。とくに S A の学生にとって盲点になりやすいのは以下のことである。

(1) 学習支援者の位置づけ。S A は、教員と学生の間にあつて、あくまで学生の自発的学習を支援する存在である。教員の代わりに教育をしてはいけない。この点、S A になる学生は後輩の学習を応援したいという気持が強ければ強いだけ、支援を越えて指導しすぎになる危険がある。S A には、あえて一歩引く心構えが必要になる。

(2) 学習の環境作り。学習支援が効果を上げるためには、学習内容以前に、S A と学生の間のリラックスした穏やかで暖かい雰囲気や、教室の物理的環境など、広い意味での学習の環境作りが重要である。しかしながら、S A は自身も学部生であるので、どうしても学習内容をこなすのに気持ちが集中する結果、ともしれば学習の環境作りの重要性を忘れがちになる。

(3) S A と下級生の適切な人間関係。上記のように、S A と下級生の人間関係が適切なものになることは、業務の前提であるが、その関係が不適切なものにならないよう、つねに注意を喚起する必要がある。とくに同じ学部生同士ということから、

適切な距離感の維持ということが重要になる。

こうしたことから、2013年度から、熊本大学大学院社会文化科学研究科教授システム学専攻博士課程の渡邊浩之氏に、「チュータリング・ガイドライン」を作成していただき、同時に、学期はじめのSA全体研修でチュータリングの基本について研修をしていただくことにした。また、このガイドラインには、毎回の業務ごとの自己評価シートと、学期終了後の自己評価シートが付属している。毎回の自己評価シートは、提出を義務づけられていないが、SAは毎回これに記入することで、上記のような注意点につねに自覚的であることができる。また、学期末の自己評価シートは提出が義務づけられている。これを提出するために、SAは毎回の自己評価シートを真面目につけることが期待されるし、また半期の業務を通じた自分の成長にも気づくことができるようになる。

また、キャンパスサポート西南雇用のSAについては、契約上、とくに倫理的な面で不適切な行為の見られるSAは解雇できるとしている（幸い、現在の所そういう事例は発生していないが）。

なお、前述一（7）入学前指導SAは、直接に対象学生と接触するのではなく、Web、メールを通じた支援になるので、特殊であるから、現在のところこの基礎的研修を免除している。

三 プログラム別研修

- (1) 図書館SA、
- (2) 基礎演習SA、
- (3) 法律学の基礎SA、続・法律学の基礎SA、
- (4) 法学部生入門ゼミSA、
- (5)

2 年次勉強会 S A、(6) 1 年次後期勉強会 S A、(7) 入学前指導 S A のうち、「研修」と銘打って特段のプログラム別研修を実施しているのは、(1) 図書館 S A、(4) 法学部生入門ゼミ S A、(6) 1 年次後期勉強会 S A の三つのみである。

(1) 図書館 S A は、法学部の S A 制度が始まる前から、全学の図書館チューター制度として存在していた。この制度はもともと、個別の教員がゼミ単位で使用することを念頭に設計されていた。それを、法学部が独自に、2005 年頃より、学部として組織的に図書館チューターを利用するようになったのである。すなわち、学部として図書館チューターを募集し、学部として図書館チューターを配置し、全法学部生が利用できる制度にしたのである。

そうなると、図書館チューターは、S A 学生から見ても、一般の学生から見ても、2004 年度からスタートした各種 S A の一種と意識されるようになった。そこで、2011 年ごろより法学部のみ名称を「図書館 S A」と変えることになった(図書館チューターの制度上の変更はない)。

図書館チューターが組織的に活用されたときから、図書館チューターに対しては図書館職員によって研修は実施されていた。研修は業務に入る前に集中して行われる他、勤務地が図書館であることから、随時の指導もある。

図書館 S A (チューター) の業務は、ライブラリアンによる学習支援の一部を、先輩として学生にヨリ身近な立場から実施するものである。したがって、プログラム別研修としてはこの形態がふさわしいと思われ、現在もこの形態で洗練の度を増しつつ実施されている。

(4) 法学部生入門ゼミ S A の業務は、入門ゼミで学習の作法の習得が目指されていることから、とくに難易度が高い。つまり、学習とは丸暗記することだという意識が抜けない新入生に、「丸暗記するのではなく理解すること」、「丸暗記するのではなく

考えること」を体で覚えさせなければならない。

したがって、SAには、その時々 of 1年生の状況に応じて、適切に発問したり、適切に作業させたり、適切にディスカッションさせたりという技能が必要とされる。こうした技能は、教育者としての技能の一種であるから、SA学生が自分が学生として優秀であるからといって、自動的にそういう技能を身につけているとは限らない。むしろ自覚的に修得しようとしなければ修得できない技能である。

他方、法学部の教員がこの種の技能を修得しているとは必ずしも言えないし、ましてや、この種の技能を人に修得させる技能を修得していることは一般的には期待しがたい。そこで、このSAの研修は外部講師に委託することにした。すなわち、学習の内容もさることながら、学習の作法を修得させることにフォーカスした予備校である、GLS予備校⁴に、SAの研修を委託した（ちなみに入門ゼミのデザインとテキスト作成も委託した）。

研修の方式として、2013年度前期は、業務開始前の春休みに15時間の集中研修を行った。しかし、この研修期間中に一定の技能レベルに到達したSAも、業務期間中は研修がないので（スーパーバイズはしていたが）、研修で学んだこと忘れてしまうという現象が見られた。そこで、2014年度前期からは、毎週、翌週の業務に関する研修を実施してから業務に入るという、毎週研修体制に切り替えた。

(6) 1年生後期勉強会SAも、勉強会のチューターということで、入門ゼミSAと性格を同じくする。そこで、やはりGLS予備校にSA研修を委託している。このSAに関しては、2013年度後期から、前記の入門ゼミSA研修の経験を

4 2005年に東京で設立。代表者・原田将孝。2012年に福岡校開設。予備校公式HPは、<http://gls-yobikou.com>。

ふまえ、期首集中研修ではなく、毎週研修体制を導入している。

このSAは前述の通り、2007年から開始しているが、プログラム別研修はしていなかった。この勉強会に出席した1年生の期末試験の成績は一般に良い傾向があったが、この学生たちが2年次以降の学習をスムーズにこなせているか、疑問の声があった。そこで2012年度にこの勉強会の様子をGLS予備校にモニターしてもらったところ、受講生を自律的学習者へと鍛えていくような勉強会にはなっていないということであった。そこで、1年前期に「法学部生入門ゼミ」を新設すると同時に、SAに対しプログラム別研修を実施することにしたのである。

(2) 基礎演習SA、(3) 法律学の基礎SA、(5) 2年次勉強会SA、(7) 入学前指導SAに対して、現在のところ特段のプログラム別研修を実施していない理由は、とくに必要ないか、通常の授業や業務のプロセスにSA研修機能が組み込まれているからである。個別には以下の通りである。

(2) 基礎演習SAの場合、基礎演習の内容は各クラスの教員に委ねられており、毎回のSA業務は、教員の指示による。SAを採用する基礎演習においては、SAの使用は教員のクラス運営の仕組みにビルトインされている。したがって、SAへの毎回の業務の指示が自ずとプログラム別研修になっている。

また、法学部の基礎演習ではディベートを実施するクラスが9割を越え、しかもそのディベート教育は法学部教員がチームで作成した『法学部ゼミガイドブック』（法律文化社2012年）に準拠して実施されている。したがって、ほとんどのSAは西南式のディベート教育の経験者であるから、特に事前研修等をしなくとも、どのクラスに配置されたSAも教員の指示を

遂行できる体制にある。

(3) 法学の基礎SA、統・法学の基礎SAについては、SAに対する要求度が必ずしも高くなく、SA自身が指導を受けた経験者であるという事情がある。まず、「法学の基礎」「統・法学の基礎」という科目には複数クラスが存在するが、同一テキストで同一の宿題を課している。宿題はテキストの例題・演習問題の類題である。したがって、どのSAも自分が下級生の時に解いて添削を受けたのと同じ、または類似の問題を、下級生に対して添削することになる。また、添削課題そのものも、学生が自己採点したり、学生に添削してもらうことが可能な程度の、確認問題的なレベルのものにしている。

(5) 2年次勉強会は、すでに内容が専門科目であるから、通常の学生同士の勉強会と同じ性質のものである。学部としては、たんに、勉強会のメンバー集め、会場確保、チューターと勉強会とのマッチングを援助しているだけである。もつとも、チューターを勤めるSAも学部として斡旋し給与を支払っている以上、一定の質の確保は必要であるが、現在のところ、SA採用の際の学力審査と、SAとしての基礎的研修(上記二)で足りているとの認識である。

(7) 入学前指導SAについては、選抜、1回の事前研修、業務期間中の社会人スタッフによる毎回の業務指示およびスーパーバイズという体制で学習支援の質の維持・向上を図っている。

5 複数の基礎演習クラスで合同イベント大会を実施することは2002年度より始められていた。2003年度には議会式イベントが導入された。2006年にはルールの統一のために「基礎演習資料集」が学内発行された。その後、この「基礎演習資料集」を基盤に、ゼミの心構え、レジュメの作成法、レポートの作成法、図書館利用法、裁判見字等見字の作法、などの章を加えて、「演習資料集」として学内発行し始めた。「法学部ゼミガイドブック」は、この「演習資料集」をリニューアルして一般書籍として販売したものである。したがって、基礎演習SAの組織的再生産は、2006年頃より機能し始めたと言える。

すなわち、SAは、入学前指導の受講者のなかから、先輩SAの推薦を受けた者をリクルートする。推薦の観点は、学力およびWeb、メールを通じたコミュニケーション能力の高さである。次に、業務開始前に1回程度研修を行う。このときは、Web、メールの操作についての研修が主であるが、心構えについても一通りの研修は行う。業務に入ってから、社会人スタンプにより、毎回の業務内容の指示、および、メール内容のチェックにもとづいて随時のアドバイスをを行っている。

入学前指導については、一括して(株)キャンパスサポート西南に業務委託しているため、こうしたSAの業務の質の維持は、この委託業務の遂行の枠内で行われている。

おわりに — まとめと展望

西南学院大学法学部のSAには、当初よりすべてアルバイト代を支払っている。初期の頃は、教員側はSA学生に対し、アルバイト代をもらっている以上、責任感をもって業務に当たるだろうと期待していた。そして、今までのところ実際にこの期待は裏切られていない。

しかし、当初は10名前後だったSAも、現在では常時60〜80名が活動するという状態になっており、一人一人のSAに対する教員側からのフォローが次第に難しくなってきた。不祥事の防止、質の安定化・向上のためには、やはり、なんらかのSA研修が必要な段階になっていと言えらるだろう。実際、1年生に対するアンケートなどを見ると、2012年頃よりSAの質のバラツキに対する不満が散見されるようになってきた。

現在のSAの研修は、基礎的研修とプログラム別研修からなるが、今後も両側面からの研修が必要であろう。プログラム別研修の提供者は、教員、大学職員、外部講師、雇用者と多様である。この多様さは、個々の学生の授業内外の学習過程のなかのどの部分についてSAによる支援が入るかによって、必要になるSAの技能やSAの勤務の場も異なることの結果である。したがって、基礎的研修はSAの種別にかかわらず実施しうるが、プログラム別研修は当然ながらSAの種別ごとに適切な在り方を模索せざるをえないと思われる。

学びの文化の形成と継承という点で見ると、内部からも外部からも、法学部のSA制度に対する評価は高まってきた⁶。しかし、SA学生もSAに支援を受ける学生もともに真の自律的学習者に育つという点から見ると、まだ十分な到達点に達したとは言いがたい。SA制度の対象は、入学前の時期から1年次の時期に集中しているが、SAのフォローがなくなつた段階で学生たちが真に専門科目の学習を自律的に実行できるレベルに達しているかには疑問の余地がある。

したがって、これからは高い質のSAをより多く養成していく体制がいつそう必要になるであろう。法学部では、2008年度より、多様化したSA制度の全体を統括するために、学部独自委員としてSA委員を設置している（初代は平井佐和子准教授）。これにより、SA制度のバランスの良い運営が可能になった。一方で、現在のところ、本学にはSA学生の活動拠点になる空間やSA学生同士のコミュニケーションの場が十分には存在しない。他大学では学習支援センターなどがそのような役割を果たしていると思われる、本学でもそれと類似の機能を果たすものが望まれる。また、入門ゼミSAや1年後期勉強会S

Aのように、毎週のプログラム別研修を実施する場合には、SA学生は研修に1コマ、業務に1コマの計2コマを毎週SA活動に割くことになる。このためSA学生が自分の時間割を組むのが難しくなり、SAのなり手が増えないという悩みもあり、今後、なんらかの対処が必要になるであろう。さらに、「法学の基礎」等については、SAによる添削を前提にするが故に、現状ではSAでも添削できる程度のレベルに宿題を設定しているわけだが、このレベルで良いかは当然に問題となりうる。

一定の質を備えた大学院生が分厚い層として存在している大学であれば、そうした大学院生が学部生の学習支援にあたるのが自然な姿であるが、そのような条件を満たす大学はそれほど多くない。学部生が学部生の学習支援をするという仕組みを運営する以上、研修の質が、SAによる学習支援の質の大きな規定要因となり続けるであろう。実際、研修が充実するほど、SAの達成感も支援を受ける学生の満足度・学習成果も向上する傾向があるが、これはSAの種別ごとに検証されるべきことであり、機会があれば別に報告の機会を持ちたいと思う。